

## 実務経験不備事案の概要について

---

## 2. 実務経験不備事案の概要(水道機工(株)、(株)水機テクノス)

### (1) 技術検定の不正受検・合格者数、監理技術者資格証の不正申請・取得数 (第三者委員会調査結果)

- 水道機工(株)及び(株)水機テクノスの技術検定の受験履歴がある現職役職員285名(水道機工(株)157名、(株)水機テクノス128名)のうち、**実務経験不備による**技術検定受験者は181名(資格総数:341個)、**合格者は106名(資格総数:208個)**、**監理技術者資格証の取得者が70名(資格総数:77個)**であった。
- 実務経験に不備があった**現職社員を監理・主任技術者として221現場に配置**したほか、**専任技術者として23営業所に配置**していた。
- 元役員は受験者に対して、**受験者自身が経験していない実務経験**を記載するよう指導(独自対策テキストの丸写し)し、また**試験機関に対する発覚防止策**(受験番号・解答の調整)を指示していた。

表1 実務経験不備者が配置された工事現場数

工事種別	工事業種			
	機械器具設置工事		水道施設工事	
	監理	主任	監理	主任
バルブ設備	1	2	1	0
ポンプ設備	1	0	0	0
ろ過設備	12	3	12	2
下水設備	23	2	8	0
監視設備	1	0	0	1
高度処理設備	4	1	2	0
紫外線設備	3	1	0	0
取水設備	4	1	0	0
消毒設備	29	1	9	4
沈でん設備	23	1	7	2
排水処理設備	5	0	0	0
膜ろ過設備	10	2	9	0
薬品注入設備	25	4	5	0
現場計	141	18	53	9
	221			

表2 実務経験不備による不正受検、合格者数及び実務経験不備による監理技術者資格証取得者数

資格名		水道機工	水機テクノス	計
技術検定	受験者	102 (193)	79 (148)	181 (341)
		66 (127)	40 (81)	106 (208)
		57 (62)	13 (15)	70 (77)

(下段:資格総数)

計23営業所に専任技術者として配置  
水道機工(株):34名が15営業所  
(株)水機テクノス:9名が8営業所

今後、設備の現存等を確認の上、施工品質の調査を実施予定  
(各自治体より、水質基準に適合し水質上の問題は認められない旨を確認済み)

## (2) 事案の概要

### 【経緯】

- 令和2年3月4日、水道機工(株)は、新聞社から土木施工管理技士の不正受験の可能性があると指摘を受けた。同月10日に同社及び水機テクノス(グループ会社)は、不正受験の可能性、社内調査を開始したことを国土交通省に報告。
- 国土交通省は、同社に対して、稼働中の工事における不正取得者の配置有無の確認、不正取得者の特定、不正取得者が配置された過去の工事における品質の確認、**原因の究明及び再発防止の徹底、第三者委員会による調査を指示。**



- 同社は令和2年3月に**第三者調査委員会を設置**し、同委員会において以下の事実関係の調査を実施(技術検定受験、及び監理技術者資格証申請に係る実務経験及び指導的実務経験不備、原因分析及び再発防止策の提言、施工品質の調査等)



- 令和2年9月24日、外部調査委員会による調査結果を受領し、同月25日に**国土交通省に報告。**
- 最終的に同社及びグループ会社の現職社員について、**106名(資格総数208個)**が、実務経験不備で施工管理技士を不正に取得。**70名(資格総数77個)**が監理技術者資格証を不正取得。
- 不正取得であったため資格要件を満たさない者を**監理技術者・主任技術者として配置していた221工事**については、今後第三者調査機関によって施工品質の問題を調査等を予定(各自治体より、水質基準に適合し水質上の問題は認められない旨を確認済み)

### 【今後の予定】

#### <合格取消し、受検禁止>

##### 実務経験の不備申請による受検

- ⇒ 合格の決定を取り消し、又はその技術検定を受けることを禁止することができる。(令第27条の9)
- ⇒ 処分を受けた者に対し、3年以内の期間を定めて技術検定を受けることができない。(令第27条の9)

#### <建設業法に基づく監督処分>

##### 資格のない主任・監理技術者及び営業所専任技術者の配置

- ⇒ (法第26条：主任・監理技術者)
- ⇒ (第7・15条：営業所専任技術者)

### (3) 不正受検の要因と再発防止策

- 不備の要因として、資格取得に対する方針、**実務経験要件に対する認識・理解不足とチェック体制の不十分さ**が指摘された。
- 同社は、調査委員会の指摘を踏まえて、再発防止に努めようとしている。

#### 【不正受検の背景と要因】

##### ①資格取得に対する方針

- 奨励金・資格手当、昇格要件の設定
- 過度な受験推奨（通常業務で受験困難な社員に対しても受験推奨）  
⇒ 不正受検の動機の形成

##### ②社内確認の体制不備、不適切な受験指導

- 受験要件確認体制の不備、不適切な押印手続き
- 虚偽の記載を許容するような不適切な受験指導  
⇒ 不正受検可能な環境、不正受検の正当化

##### ③不正受検に関する認識・理解の問題

- 内部通報に対する不適切な対応
- 雰囲気、同調圧力による受験者の自己判断
- 受験者が受験の手引を精読せず、理解が曖昧  
⇒ 不正受検の影響に対する企業、受験者の認識不足

#### 【再発防止策】

##### 対策1. 適切な資格取得奨励精度、人材育成プラン：

- 適正な評価による資格奨励
- 社歴や経験と連動した人材育成プランの検討、キャリアプランのフォロー

##### 対策2. 社内におけるチェック・情報管理体制の構築

- 資格要件の有無を確認する部署の創設、実務経験証明書の管理、適切な印章管理制度の整備を検討
- 受験指導の計画立案、実行する部署の創設
- 確認手続の遵守状況の定期的な内部監査の実施

##### 対策3. 情報管理体制の構築

- 内部通報制度の見直し、周知の徹底
- 手引き理解のための社内教育、自己チェックリストの提供
- コンプライアンス教育の徹底

